

塩配給に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿三年 壹月卅拾日

小川友三

塩配給に関する質問主意書

一、国内の塩の製産は四方海國日本のため、昨今は非常に増産になつており、この大部分が闇賣り行商人により農家を訪問し、米と交換してすでに一ケ年に及んでおり、農家も目下は塩の大ほう和点に達してある。一般大衆への現在の塩の配給量を増大する時代が來た、政府は塩の闇賣りを中止せしめ、配給用に全力を盡すべきであるが所見を問う。

一、塩製造業者の大部分は目下ストックに苦しんである状態であるが、政府の所見を問う。

伊豆半島下賀茂地域だけでも何千俵のストックがあるが、全國平均すると相当の巨額になるが如何。

右質問に対し御答弁を要求する。